

# 建材のVOC自主表示制度 今後の対応について

2019.6.6  
印刷工業会  
建材部会

# 「化粧シート」の定義

印刷工業会では、「化粧シートからの4VOC放散に関する自主表示制度規程」を設定し、2008年より運用開始。

参照：印刷工業会HP <https://www.pajpid.jp/voc/rules/index.html>

## 「化粧シート」の定義

(定義)

第3条 本規程にいう「化粧シート」とは、居室の内装に用いるものをいい、印刷原反の種類により、以下の4つに分類される。

分類	定義
紙	パルプを主原料とした紙、及びそれらを樹脂処理したコート紙、含浸紙をベースとする化粧シート
複合シート	複合されたシートのうち、少なくとも一層が上記「紙」で構成されたシートをベースとする化粧シート
フィルム	プラスチックを主原料としたフィルム及びその積層物をベースとする化粧シート
その他	上記の「紙」「複合品」「フィルム」のいずれにも属さないものをベースとする化粧シート

# 「適用製品」の分類

適用製品を、タイプ1～3の3つに分類。

(適用製品)

第4条 適用製品は、第3条に記す化粧シートの種類ならびに使用されるインキの4VOCの有無により、タイプ1・2・3に分類される。

表1 タイプ別適用製品

条件／分類	タイプ1	タイプ2	タイプ3
化粧シート	全てのシート	紙及び複合シート	フィルム及びその他
使用インキVOCの有無	なし	あり	あり

※なし・・・製造時及び原材料に意図的に使用していない

# 今後の対応について

条件／分類	タイプ1	タイプ2	タイプ3
化粧シート	全てのシート	紙及び複合シート	フィルム及びその他
使用インキVOCの有無	なし	あり	あり

(基準値)キシレン120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$

+

タイプ4	タイプ5
紙及び複合シート	フィルム及びその他
あり	あり

(基準値)キシレン29 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$

**タイプ2**及び**タイプ3**については、既存のままとして残し、  
新基準値導入に伴い、新たに**タイプ4**及び**タイプ5**を設定する。

認定については、製品仕様証明書・4VOC基準内証明書及び放散速度測定結果報告書等を提出いただき、基準値以下であることを確認。  
**タイプ4**及び**タイプ5**についても現状の認定方法を踏襲して申請・認定していく予定。

改定の目安は、2019年秋としております。